

# 栗原市地震防災マップ

## 地域の危険度マップ 志波姫地区

### 宮城県沖地震(単独型)の場合



#### 地域の危険度マップとは

##### ■ 地域の危険度マップ

地域の危険度マップは、地盤による揺れやすさ(宮城県沖地震(単独型)の場合)の危険度を、地盤の液状化の影響を含めての程度の建物被害(全壊及び半壊相当)が生じるかを100メートルメッシュ毎に評価し、相対的に表示したものです。



##### ○ 地盤による揺れやすさの危険は何?

地盤が硬いほど揺れやすさの危険度は低く、揺れやすさの危険度は高くなります。

##### ○ 皆さんの生命・財産を守るためには、

住居・建築物の耐震性が重要です。

栗駒地区

金成地区

志波姫地区

若柳地区

築館地区

#### 建物の耐震化が重要です。

##### ■ 木造住宅の耐震診断

木造住宅の耐震性は、主に3つのチェックポイントがあるとされています。

- 建てられてから、かなりの年月が経っているか(特に昭和56年以前に建てられたものか)。
- 住宅が過去に大きな災害(地震や水害など)を経験したことがあるか。
- 住宅の構造、形、偏って大きな窓がたかあるなど、耐震に関わる基本的な住宅の性質に問題がないか。



耐震性の判断には建築の専門知識が要求されます。目立った症状がなくても、耐震診断を受けることが重要です。次のような項目に心当たりがある住宅は、特に要注意です。

- トアあるいは窓を開けたとき、柱と柱との間に薄い縦長の三角形の隙間がある。
- トアあるいは窓の建付けが悪く、柱との間隔が変形のために思うように開かない。
- 窓の隙間が著しく水平を欠いている。
- 建物の壁面が傾斜しているのが、肉眼でもわかる。
- 床面の床材が腐って感じられる。
- フロアの成虫(4枚羽のついたもの)が浴室から飛び出す。
- 屋根の棟あるいは軒先が歪んでいる。
- モルタル塗壁に長い斜めのひび割れが入っている。
- 土間や浴室の土台の一部が老朽化している(腐っているなど)。

- この地域の危険度マップは、地域が揺れやすさ(宮城県沖地震(単独型))において示された揺れやすさ(強度)の揺れとなった場合に、地盤の液状化の影響を含めての程度の建物被害(全壊及び半壊相当)が生じるかを100メートルメッシュ毎に評価し、相対的に表示したものです。
- 地震の発生仕方によっては、被害の状況がこれよりも大きくなったり、小さくなったりすることがあります。
- 想定した宮城県沖地震(単独型)は、平均すると37年に一度、昭和53(1978)年の宮城県沖地震と同様の場所と規模で同じように繰り返されると考えられているものです。今後30年間の発生確率は99%といわれています。マグニチュード 7.6を想定しています。

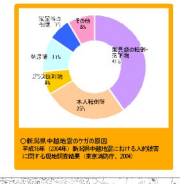
#### 家具の地震対策も重要です。

##### ■ 家具の対策

住宅の全壊を免れても、ガラスの飛散やタンス等の大型家具の転倒、テレビや電子レンジ等の家電製品が飛んでくるといった、日常の生活からは想像できない事態によって、思わぬけがをしたり、避難が遅れて火災に巻き込まれたりすることがあります。新築県中地区においても負傷者の約5割はガラスの飛散や家具類の転倒・落下によるケガによるものとされています。

家具や家電製品の地震対策としては、次のようなものが考えられます。

- 固定器具を用いて家具や家電製品を固定する。
- 地震時の揺れに耐えられるように、重たいものを下に置く。
- 転倒や倒壊を防止するために、家具や家電製品を固定する。
- 大きな家具は必ずしも揺れに強いものとは限りません。
- 地震時の揺れ、下に重いもの、上に軽いものを置く。
- 窓ガラスの飛散防止フィルムを貼る。
- タンス類には飛散防止フィルムを貼る。



#### ブロック塀や石塀の地震対策をしましょう

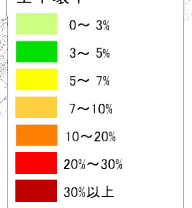
1978年に発生した宮城県沖地震ではブロック塀の倒壊により11名が犠牲になりました。ブロック塀や石塀の構造は、高さ、鉄筋の配置※、必要な控え壁、基礎の深さなどによって、建築基準法で定められています。この基準が守られていないものもあります。また、設置後の年月の経過により雨水がしみこんで鉄筋が錆びるなど劣化が進行しているものもあります。(\*ブロック塀のみに適用される基準)

道路(特に通学路)に面しているブロック塀が倒壊した場合、学生をはじめとする通行人に大きな被害を与える恐れがあります。塀等の工物の管理責任は所有者にあります。所有者はブロック塀・石塀の安全性の点検を行い、必要に応じて撤去や転倒防止対策を行うべきです。



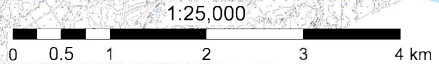
#### 凡例

##### 木造建築物の全半壊率



※このマップにおいて、市の境界部等で、計算上、色の変わっていない箇所があります。

〈問い合わせ先〉  
栗原市 建設部 建築士宅課  
TEL 0228-22-1153 FAX 0228-22-0313



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図5000(1:50,000)地図図簿及び数値地図2500(1:25,000)地図図簿を複製したものである。(承認番号 平19総復 第980号)